

令和2年度 第1回埼玉県少子化対策協議会 資料

- P 1 資料1-1 令和2年度少子化対策協議会の運営イメージについて
- P 2 資料1-2 今後の多子世帯支援の方向性について
- P 3 資料2 放課後児童クラブ巡回支援事業（アドバイザー派遣）について
- P 4 資料3-1 「子供の居場所づくり」実態調査結果
- P 5 資料3-2 子供の貧困対策研修会について
- P 6 資料4 SAITAMA 出会いサポーターセンター 進捗状況
- P 9 資料5-1 結婚新生活支援事業①
- P 10 資料5-2 結婚新生活支援事業②（内閣府作成資料）
- P 13 資料5-3 結婚、子育てに関する市区の取組に対する財政支援（内閣府資料）
- P 15 資料6-1 多子世帯応援クーポン事業①
- P 16 資料6-2 多子世帯応援クーポン事業②（対象サービース一覧）
- P 17 資料6-3 多子世帯応援クーポン事業③（事業周知チラシ）
- P 19 資料7-1 養育費に関する県からのお願い
- P 20 資料7-2 子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A（法務省作成）
- P 36 資料7-3 女性弁護士による無料法律相談
- P 38 資料8 ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内
- P 40 資料9 児童手当等に係る不利益処分の留意点
- P 41 資料10 潜在保育士就職準備金貸付事業（R2新規事業）
- P 42 資料11 新卒保育士就職準備金貸付事業（R1年度～）



# 令和2年度少子化対策協議会の運営イメージについて

## 少子化対策協議会

議長: 県少子化対策局長  
構成委員: 全市町村

内容を協議会に  
フィードバック・共有

特定の事項に関する調査及び検討を行う場

【WGテーマ】  
待機児童  
||  
待機児童  
対策協議会

【WGテーマ】  
子育て支援

【テーマ】  
結婚支援  
||  
SAITAMA出会い  
サポートセンター  
運営協議会

新

【テーマ】  
多子世帯支援

市町村

今後の多子世帯支援の方向性について

1 現状

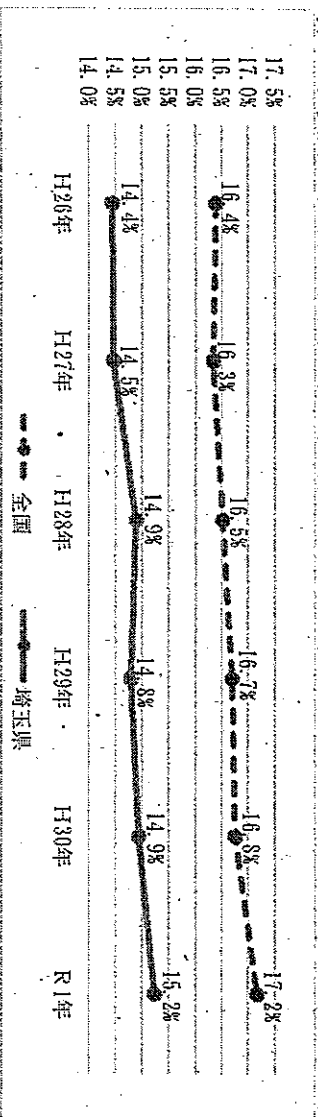
- (1) 第3子以降出生数(率)の推移  
 令和元年本県の第3子以降の出生数 前年比▲297人  
 第3子以降の出生割合 前年比+0.3%

出生順位別にみた第3子以降出生数の年次推移

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R1-H30
全国	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146	918,397	885,234	-53,163
うち第3子以降	164,593	164,376	161,493	157,992	153,899	148,571	-5,328
第3子以降の割合	16.4%	16.3%	16.5%	16.7%	16.8%	17.2%	+0.4
埼玉県	55,765	56,077	54,447	53,069	51,241	48,298	-2,943
うち第3子以降	8,053	8,111	8,109	7,853	7,657	7,360	-297
第3子以降の割合	14.4%	14.5%	14.9%	14.8%	14.9%	15.2%	+0.3

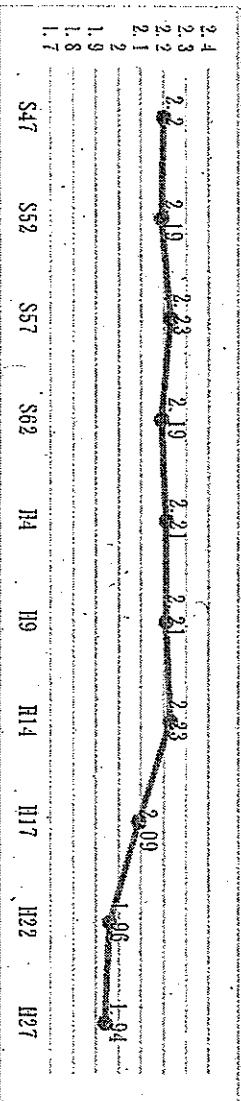
※R1年数値は概数 資料：厚生労働省 人口動態調査

第3子以降の割合：令和元年 埼玉県15.2%、全国17.2%



※R1年数値は概数 資料：厚生労働省 人口動態調査

夫婦の完結出生児数：平成27年 1.94 (過去最低)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)2015年」

(2) 県の取組内容

	事業の概要	R2予算額	事業開始
多子世帯応援クーポン事業 (3キュー子育てチケット)	第3子以降が誕生した世帯に、子育てサービス等に利用できるチケットを5万円配布	561,548千円	H29～
多子世帯保育料軽減事業	保育所等に入所する第3子以降の児童(満3歳未満)の保育料を助成	1,169,247千円	H27～ (補正)
子育て世帯・多子世帯向け住宅支援事業	多子世帯等に対して、中古住宅等に要する経費の一部を助成(最大40万円)	56,854千円	H27～

2 今後の方向性について

- 多子世帯応援クーポン事業は事業開始から3年経過したため、事業について検証すると共に、効果的な運営方法について市町村の御意見を伺いたい。
- 多子世帯支援全般について、専門家から意見聴取予定。

# 放課後児童クラブ巡回支援事業(アドバイザー派遣)について

資料2

## 事業の目的

放課後児童クラブに通う児童に質の高い育成支援を確保できるよう、助言等を行う巡回支援アドバイザーを派遣します

## 派遣の内容

相談内容に合わせて、県からアドバイザーを派遣します

◆1クラブにつき、最大2回(1回あたり2時間程度)

### 【①障害児・発達障害児関係】

- ・障害に合わせたかかわり方が知りたい。
- ・まわりとなじめない子がいる。
- ・保護者や学校とどんなことを共有すればいい?

### 【②児童・保護者等への対応】

- ・子ども同士のトラブルがうまく解消できない。
- ・トラブルがあった場合に保護者にどんな風に伝えればよいか
- ・学校ともっと連携したい

### 【③人事・労務管理関係】

- ・支援員の処遇改善がしたい。
- ・賃金制度を整えたい。
- ・労務管理ってこれでいいの?
- ・効果的に人材確保をしたい。

## スケジュール

6~7月  
実施状況調査  
派遣希望調査

9月4日(金)  
全体研修

9月~  
派遣申請受付

10、11月~  
派遣開始

## 【問い合わせ先】

埼玉県福祉部少子政策課 子育て環境整備担当

TEL:048-830-3322 mail:[a3320-01@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-01@pref.saitama.lg.jp) FAX:048-830-4784

# 「子供の居場所づくり」実態調査結果

資料3-1

		H29.8末 時点	H30.8末 時点	H31.2末 時点	R1.8末 時点	R2.2末 時点
子供の居場所		—	164	230	323	388
前年比				+66か所 +40.2%	+93か所 +40.4%	+65か所 +20.1%
内訳 (重複あり)	子ども食堂	76	123	173	213	262
	前年比		+47か所 +61.8%	+50か所 +40.7%	+40か所 +23.1%	+49か所 +23.0%
	学習支援	—	36	42	63	70
	前年比			+6か所 +16.7%	+21か所 +50.0%	+7か所 +11.1%
	プレーパーク	—	13	19	27	35
	前年比			+6か所 +46.2%	+8か所 +42.1%	+8か所 +29.6%
その他 (多世代交流拠点 等)	—	34	49	86	96	
前年比	—			+15か所 +44.1%	+37か所 +75.5%	+10か所 +11.6%

## ○緊急事態宣言解除後の活動状況

再開状況	件数
再開	17
再開予定	20

# 子供の貧困対策研修会について

資料3-2

## 1. 目的

各地域における子供の貧困対策に携わる地方公共団体担当者を主な対象とした勉強会。

## 2. 開催日時及び開催場所

令和2年9月8日(火) 13:30～(受付開始13:00～)

ソニックシティ4階市民ホール第3・第4集会室(403・404)

## 3. 内容 ※各時間配分は変更の可能性あり。

①13:30～13:35 主催者挨拶(内閣府)

②13:35～13:40 主催者挨拶(埼玉県)

③13:40～14:10 内閣府における子供の貧困対策の説明  
※内容検討中

④14:10～14:40 先進的自治体の取組事例の紹介  
※発表自治体検討中

⑤14:40～14:55 講演  
※講演者・テーマ未定

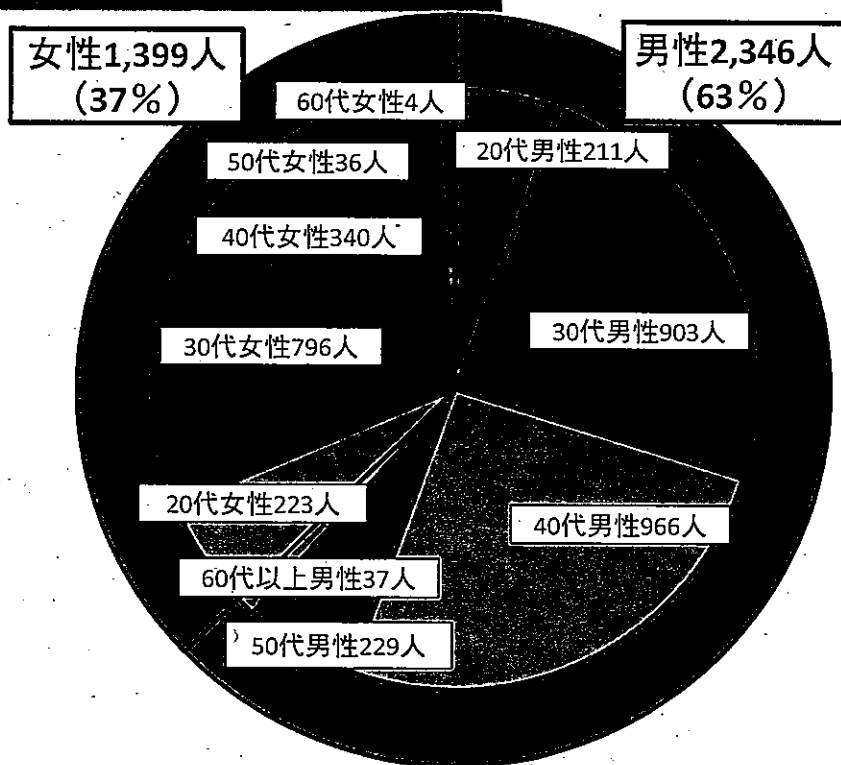
⑥15:00～15:30 事前アンケート結果の紹介及び改善策等について検討、質疑応答  
※開催通知送付の際、事前アンケートを行い、その結果を紹介しながら、講師(⑤の講演者)にも参加いただき、改善策等を話し合う。  
併せて、全体を通じた質疑応答も行う。

⑦15:30～16:00 自治体間連携のための交流 ※最大30分とし、適宜途中退室も可能。

# SAITAMA出会いサポートセンター 進捗状況

資料4

## 個人会員の登録状況



令和2年6月末時点で3,745人が登録  
(前月比+110人)

- 成婚者が、6月に50組100名を達成。
- 登録者数、お見合い組数、交際組数も順調に推移。
- 新型コロナウイルス感染症対策も4月から実施し、オンライン化の推進により出会いの機会を提供。

## マッチング状況(R2. 6. 30時点)

- ・お見合い組数(日程調整中含む) 4,053組
- ・交際組数 1,546組
- ・成婚退会組数 50組

### 【マッチング実績の推移(累積)】

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年6月末
登録者数	1,731人	3,509人	3,745人
お見合い組数	1,017組	3,631組	4,053組
交際組数	352組	1,346組	1,546組
成婚退会組数	3組	41組	50組
(AI紹介率)	(33%)	(54%)	(54%)



# SAITAMA出会いサポートセンター 進捗状況

## 新型コロナウイルス感染症対策の取組み

### ● オンライン化の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止をするため、4月からオンライン化を推進しています。

- (1) センター来所不要の登録や相談の実施  
オンライン面談
- (2) 出会いの機会提供  
オンラインお見合い・婚活イベント



(参考) 6月に実施したWEB婚活

### 利用登録、相談の利便性向上

オンライン面談の実施

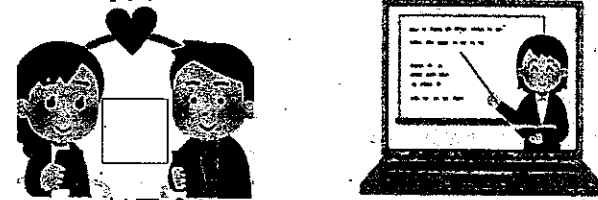


利用者(自宅で相談可能)

相談員

### 出会いの機会提供の強化

オンラインによるお見合い、イベント実施



お見合い

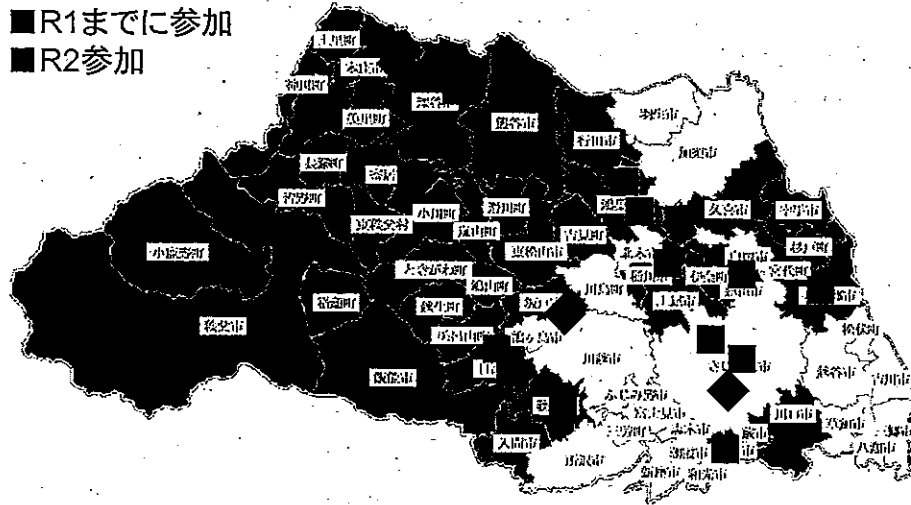
セミナーなど

# SAITAMA出合いサポートセンター 進捗状況

## 《市町村会員の参加状況》

R2年度は41市町村が事業に参加  
(R2加入：鴻巣、上尾、入間、蕨)

- R1までに参加
- R2参加



- ◆ センター所在地(浦和、本庄、坂戸)
- 出張登録会会場  
(2会場)日高、鴻巣、さいたま  
(1会場)深谷、寄居、桶川、戸田、  
春日部、久喜、狭山、蓮田  
※R2年3月に池袋でも試行実施

## 引き続き、ご協力いただきたいこと

- SAITAMA出合いサポートセンター市町村会員加入の検討

会員市町村住民の利用登録料	11,000円(税込・2年間)
非会員市町村住民の利用登録料	16,000円(税込・2年間)

市町村負担額 (3万円 + 18歳～49歳人口※ × 1円)

※平成27年国勢調査

- PR強化期間等でのSAITAMA出合いサポートセンター広報  
(広報誌掲載、広報ツール配布等)  
【次回のPR強化期間は11月を予定】
- SAITAMA出合いサポートセンター運営への協力  
(センター運営、出張登録実施等)
- 企業等会員への加入を希望する企業等に関する  
県への情報提供

## 事業概要

地域少子化対策重点推進交付金（地域における少子化対策の推進を目的とする）の取組の一つであり、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引っ越し費用等を補助）を支援する。

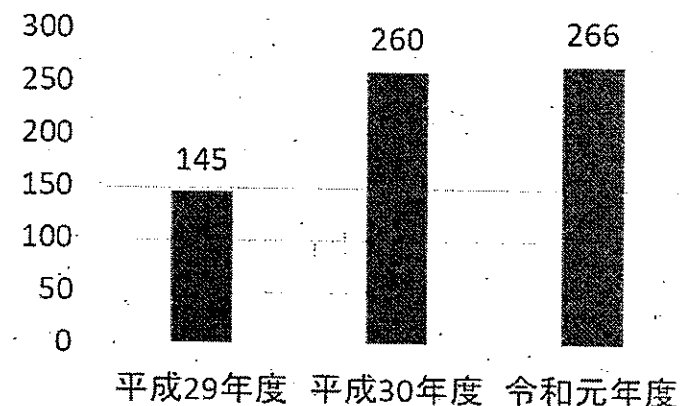
補助率：1/2

交付上限額：1世帯当たり30万円（事業費ベース）

対象世帯：夫婦共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満

（収入換算530万円程度）の新規に婚姻した世帯

### 参加市区町村数の推移



## 利用者アンケート結果の抜粋

補助金交付世帯へのアンケートでは、  
「結婚にあたって経済的不安があった方」は90%。  
一方、補助金交付を通じて、  
「結婚が地域に応援されていると感じる方」は89%、  
「結婚新生活の経済的不安の軽減に役立つと感じた方」97%  
詳細なアンケート結果は「資料5-2」参照。

## 県内の状況

R2年度参加市町村：5市町村  
（鴻巣市、小川町、横瀬町、長瀨町、美里町）

※他県では千葉市、神戸市等の人口規模の大きい市町村でも活用実績があります。

今後の事業活用をご検討ください（本年度事業も随時募集中です）

# 結婚新生活支援事業 (補助率1/2)

## 背景

「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされている。

### <新婚世帯への支援を要する理由>

#### ●結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由 ①

○結婚の障害として「結婚資金」と回答した割合

→未婚男性(18~34歳)...43.3%

未婚女性(18~34歳)...41.9%

○結婚の障害として「結婚のための住居」と回答した割合

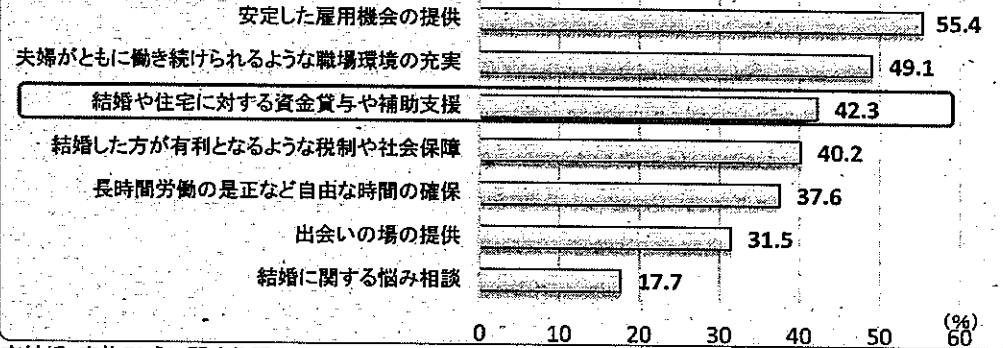
→未婚男性(18~34歳)...21.2%

未婚女性(18~34歳)...15.3%

【出典】①国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(独身者調査)」 ②内閣府「平成22年度結婚・家族形成に関する調査」

#### ●結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組 ②

回答者:20~30代の未婚及び結婚3年以内の男女



## 事業概要

・新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

●対象世帯：夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ  
夫婦の合計所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

(但し、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除)

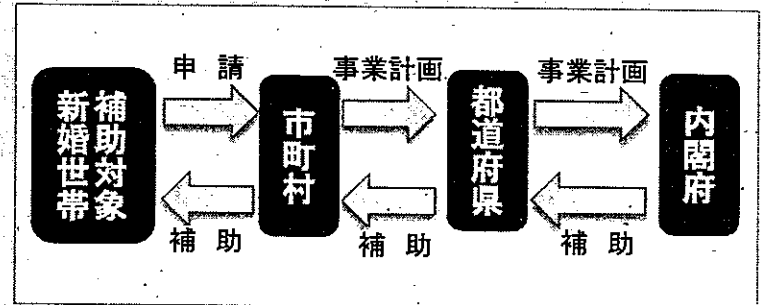
●補助対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用

●補助率： 1/2

●補助上限額：1世帯あたり30万円(国が15万円補助)

※対象世帯、補助対象、補助上限額は地域の実情に応じて上乘せ・縮小が可能。ただし、上乘せ部分は本補助金の補助対象外。  
※結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外

### 事業の流れ



# 平成30年度結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果

令和元年9月吉日

## 調査方法

結婚新生活支援事業実施自治体において、以下の2種類の調査を実施。

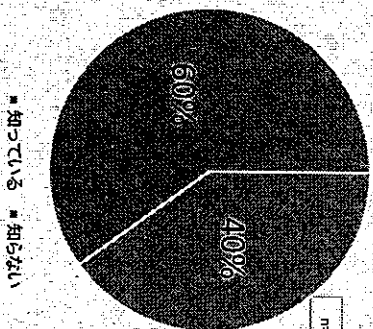
- <1>婚姻届提出時に(補助対象外世帯含む)全ての方を対象としてアンケート調査
- <2>結婚新生活支援事業費補助金申請時に申請世帯を対象としてアンケート調査

## アンケート結果

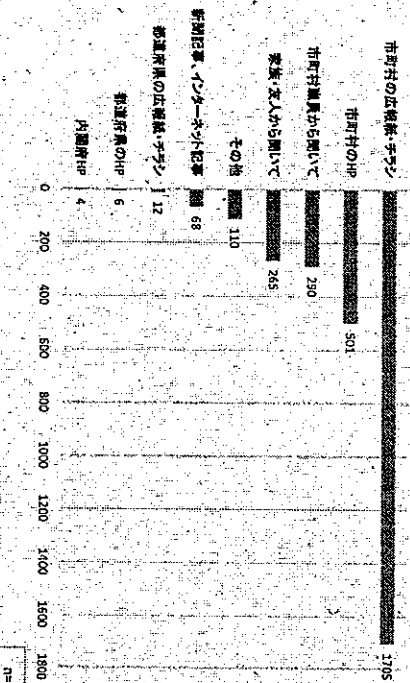
<1>婚姻届提出時

※n=回答者数

(1) 本事業について知っているか。



(2) 本事業をどのように知ったか。



# 平成30年度結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果

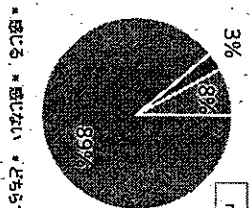
令和元年9月吉日

## アンケート結果

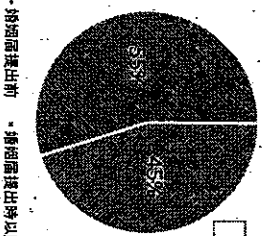
<2>補助金申請時

※n=回答者数

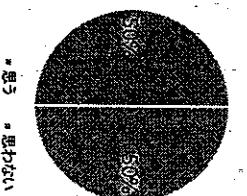
(1) 本事業により結婚が地域に促進されていると感じるか。



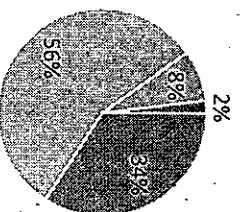
(2) 本事業についてのマイミフで知ったか。



(3) 国や市町村の周知は十分だと思うか。

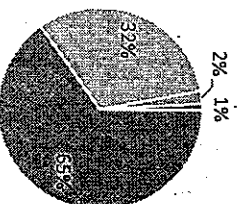


(4) 結婚にあたって経済的不安があったか。



- あった
- あった程度
- あまりなかった
- まったくなかった

(5) 結婚新生活のスタートアップに伴う経済的不安の解消に役立ったと思うか。



- 役立った
- ある程度役立った
- あまり役立たなかった
- 全く役立たなかった

# アンケート結果を踏まえて

## 1. 婚姻届提出時

- ▶ 各自自治体における周知の工夫により、本事業の認知度が上がった。  
(H29:31.3%⇒H30:40.4%)
- ▶ 本事業を知った手法について、1番多く使われている手法が市町村によるものであった。(広報紙・チラシ、HP、職員からの説明)
- 今後は、市区町村が所管する媒体以外の周知方法については、都道府県だけでなく、引越し業者や不動産会社、公共交通機関等との積極的かつ工夫した連携に期待したい。

## 2. 補助金申請時

- ▶ 本事業を知ったタイミングについては、婚姻届提出時以降が多い。
- 婚姻届提出前に本事業の対象者が知ることができるよう、積極的な周知が必要。
- ▶ 「結婚が地域に応援されていると感じる」と回答した割合がおよそ9割を占めている。
- ▶ 結婚新生活のスタートアップに伴う経済的不安の軽減に役立ったと回答した割合が約97%を占めている。
- 地域全体で結婚を応援・後押しする機運の醸成として本事業は有効。

# 結婚、子育てに関する 市区の取組に対する財政支援

～地域少子化対策重点推進交付金を通して  
自治体の取組を後押しします～

令和2年6月

内閣府 子ども・子育て本部 少子化対策担当

## 新たな少子化社会対策大綱の策定

令和元年の出生数(概数)が86万5,234人と過去最少を記録(※1)するなど、我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しています。

少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下が挙げられます。この背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の表現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。少子化対策においては、若者が希望する時期に結婚でき、希望するタイミングで子どもを持てる環境を整備することが重要です。

加えて、少子化の状況は都市や地方など地域によって大きく異なっており、その要因や課題、対策の取組にも地域差があります。

こうした状況の中、令和2年5月29日に閣議決定された少子化社会対策大綱では、住民に身近な存在である自治体が、地域の実情に応じて行う、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備の取組を、国が支援することが明記されました。

内閣府では、これからも「地域少子化対策重点推進交付金」により、自治体が行う少子化対策の取組を財政的に支援してまいります。

## 地域少子化対策重点推進交付金の概要

この交付金では、自治体が結婚、妊娠・出産、子育て支援のために行う様々な取組を支援しています。

このうち、「優良事例の横展開支援事業」では、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組の中で、これまでの自治体の取組

から発掘された優良事例の横展開を図る取組を幅広く支援しています。また、特に先駆的な取組や自治体間が連携し広域的に行う取組については、「重点課題事業」に位置付け、補助率をかさ上げして、重点的な支援を行っています。この他、自治体が新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを補助する「結婚新生活支援事業」を支援しています。(表1参照)

表1 地域少子化対策重点推進交付金による取組事例

事業メニュー	取組事例	補助率
優良事例の横展開支援事業		
結婚に対する取組	○出会いの機会づくりのためのイベント・スキルアップセミナー ○結婚支援ボランティアの育成、ネットワーク化 ○結婚支援センターの開設・運営 等	1/2
結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組	○中高生や大学生等、若い世代向けのライフデザインセミナー ○男性の家事・育児参画促進のための講座・セミナー ○子育て支援パスポートの作成 ○子育て支援情報の「見える化」 ○「結婚新生活支援事業」の周知広報 等	
重点課題事業	○(複数の自治体による)自治体間連携を伴う取組 ○子育てに寄り添う地域づくり ・子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の支援 ・多様な子連れ世帯の外出・移動支援 ・地域の子育ての担い手の多様化支援	2/3
結婚新生活支援事業	新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する自治体を対象に、その支援額の一部を国が補助	1/2

### (1) 結婚に対する取組

我が国の婚姻率は低下の傾向が続いています。一方で、「いずれ結婚するつもり」と考える未婚者(18～34歳)の割合は、約9割で推移(※2)しており、結婚する意思はあるものの様々な要因により、結婚に至らない方が多くいます。

25～34歳の未婚者の約5割が、独身である理由として、「適当な相手にめぐり合わない」ことを挙げており(※2)、出会いの機会の提供が求められています。

表1に掲げた取組事例のうち、出会いの機会づくりを目的としたイベント(いわゆる「婚活イベント」)や、婚活イベント参加者を主な対象としたコミュニケーション講座などのスキルアップセミナーを、多くの都道府県が設置・運営する結婚支援センターと連携して開催する事業は、市区でも積極的に取り組まれています。中には、地元産業や観光資源をテーマとした婚活イベントを開催し、地域の魅力発信を絡めた事例も見られます。

これらの取組を複数の市区町村や県と協働して広域的に行う場合には、補助率のかさ上げにより市区の経費負担が軽減されるとともに、集客増などの効果も期待されます。

### (2) 結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

少子化対策を推進するに当たっては、子育て支援策の充実や育児休業制度など各種制度の拡充、子育て支援施設の設置などの取組だけでなく、子育てに温かい社会づくり・機運醸成にも取り組んでいく必要があります。

こうした機運醸成に資する取組の一つとして、乳幼児ふれあい体験やライフプランセミナー、更には父親向けの子育て講座や両親学級の実施があります。赤ちゃんやその家族とふれあう機会の少ない若者は、結婚や出産、子育てについて、具体的なイメージを持つことが難しい状況にあります。そこで、中高生や大学生等を対象に、各ライフステージを身近に感じ、結婚や出産等のライフデザインを「自分事」として描ききかけづくりを支援することが有効です。地域の子育てサークルが学校に出向いて、学生と乳幼児親子のふれあい交流を行う取組や、乳幼児の父親を対象とした子育て講座、これからパパ・ママになる人を対象とした両親学級は、多くの市区でも進められています。こうした取組は、家庭や子育てに対する若者の理解を深めるだけでなく、男性の家事育児促進、引いては子育てに温かい地域づくりにも繋がっていきます。

この他にも、「子育て支援パスポート」の作成・配布があります。これは、自治体と企業・店舗が連携して、子育て支援パスポートを持つ子育て世帯を対象に、様々な割引やサービスを提供するものです。パスポートの利用により子育て世帯を直接的にサポートするだけでなく、協賛店舗の拡大に向けたプロモート活動を通じて、地域社会での機運醸成を図ることができます。また、パスポートの利用促進から、父親の子連れ外出支援の取組に繋げていくこともでき、男性の家事・育児参画促進も期待されます。

### (3) 結婚新生活支援事業

結婚意思のある未婚者に、1年以内に結婚するとしたら何か障害となる可能性があるかをたずねたところ、男女とも4割超の方が「結婚資金」を挙げたという調査結果(※2)があります。

本事業では、こうした経済的不安を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)を一世帯あたり上限30万円まで補助し、その2分の1の15万円までが国庫補助の対象となります。いわゆる「結婚祝い金」事業については、既に多くの市区で取り組まれているかと思いますが、本事業を活用することで、市区の財政的負担を軽くしつつ、移住・定住促進の観点も含め、同様の効果を期待することができます。

また、本事業の周知・広報については、前記(2)のメニューを活用し、より軽い財政負担で行っていただくことも可能です。

## よくあるご質問

### 【問】

新たに取り組む事業だけが交付金の対象で、従前から継続して取り組んでいる事業は対象外なのか。

### 【答】

新規事業だけでなく、過年度からの継続事業も交付金の対象となります。ただし、その際、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対応して、取組の工夫・見直しを行うことが採択の要件となります。この工夫・見直しは、必ずしも新たな要素を加えたり、規模を拡大したりすることだけではなく、要は事業のPDCAサイクルを回し、当該事業をより良い形に改善しているかがポイントとなります。

## おわりに

少子化対策の推進には、地域の実情と課題を把握している市区の取組が面的に広がっていくことが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症対策などで自治体の財政状況も厳しい折、本交付金を活用していただくことで、市区の財政的負担は少なく、少子化対策に取り組んでいただくことができます。

今年度も対象事業を随時募集しておりますので、交付金メニューの詳細や他自治体における取組事例等について、内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当までお気軽にご相談ください。

【問合せ先】 内閣府 子ども・子育て本部 少子化対策担当

電 話 03-6257-1463(直通)

メール syousika.kyousei@cao.go.jp

※1 厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)」

※2 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



# 多子世帯応援クーポン事業

資料6-1

## 事業目的

より多くの子を持ちたいという県民の思いに対し、①育児負担の軽減、②子育てサービス利用促進（産業育成）、③社会全体で多子世帯応援の気運醸成を図る。

## 今年度の取組状況

5月下旬～ 5万円分のチケットを一括配布（R2出生世帯）

利用期限は、出生年の翌年12月末日

利用者あて電子メールで新規の登録事業者などをプッシュ配信

7月～ 実施要綱を改正し、対象サービス※1・対象メニュー※2を拡大

※1 子育て用品専門店でのチケット直接利用可（アカチャンホンポ）

※2 ベビーカー、チャイルドシート、離乳食、子供服等を追加

## 引き続き、市町村に御協力いただきたいこと

- ・ 出生手続き窓口や母子手帳交付時などでのチラシ配布
- ・ 全戸訪問や乳幼児健診等の機会を捉えて申請漏れへの配慮や周知
- ・ ポスター掲示（7月中旬納品済）、広報紙への情報掲載
- ・ 更なる子育て支援のため、市町村での任意事業の実施（県：1/2補助、上限1人当たり2万5千円）
- ・ 事業に協力いただける事業者の県への情報提供

現在、登録事業者（店舗）  
がない市町村 3

対象サービス区分	対象サービス	内 容
ア 親をサポートするサービス	家事ヘルパー	民間企業などが提供する掃除・洗濯などの家事代行サービス
	ベビーシッター	クリーニング(衣類、布団類、ベビーカー等のベビー用品類)民間企業などが提供する、自宅などにおける一時的な保育サービス
	幼稚園等における未就園児教室	幼稚園や認定こども園が行う、未就園児(2歳児等)を対象とした体験教室など
	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動
	産前産後のケア	妊娠中または出産後における、家事や育児の負担軽減を図るためのヘルパー派遣など、産後骨盤矯正コースなどの対象を限定したもの、産前産後の体を整えるマツサージなど
イ 子どもを預けるサービス	シルバークンセンタースタッフ	シルバークンセンタースタッフの会員による家事援助サービスなど
	子育てタクシー・一般タクシー	子育てタクシー(妊娠中または出産後における、稼働にかかると身体的な負担を軽減するためのサービス)一般タクシー(子どもと同乗した場合に限る)
	一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児に対する、保育所等における一時的な児童預かりサービス
	病児・病後保育事業、放課後児童クラブ事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育するサービス 共働き家庭など留守家庭の、小学校に就学している児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊びや生活を提供するサービス(保育料やおやつ代等の実費徴収も含む)
ウ 親子地域ふれあいサービス	子育て短期支援事業(子供のショートステイ等)	保護者が、疾病・疲労など身体上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行うサービス
	地域子育て支援拠点の有償イベント	地域子育て支援拠点における、親子クッキング、手作りおもちゃ教室等の有償イベントなど
	市町村が行う親子ふれあいイベント	市町村が実施する有償の親子交流のためのイベント、子ども会の会費、行事参加費なども
エ その他子育てサービス	県内の民間企業等が行う親子ふれあいイベントなど	親子で参加できるコンサート、演劇等のイベントなど、サービス(親子で行ったことが確認できる場合のみ)
	保育施設等における実費徴収分	動物園、水族館、遊園地、映画館・博物館、美術館等の社会教育施設(いずれも入館料を含む)
	子育てに係る物品購入(右欄に挙げる物品に限る)	保育所、認定こども園、幼稚園等における、おむつ代、給食費、通園バス代などの実費徴収分
オ サービス(店舗丸ごと登録制度)	子育て用品店、美容所でのサービス	おむつ(紙・布)、おむつかバー、おしりふき、乳児用ミルク(粉・液体)、哺乳瓶・乳首、ベビーカー、チャイルドシート、抱っこ紐、ベビーチェア、離乳食(乳幼児用のおやつを含む)、子供服(ベビー服、キッズ服に限る)の購入代
	美容所でのサービス	写真館での記念撮影、歯科クリニック、美容院での記念撮影、写真館での記念写真撮影時の衣装レンタル代、アルバム代など
	子育て用品店での物品購入	写真館での記念撮影
	美容所でのサービス	歯科クリニック
	サービスに係る物品購入	写真館での記念撮影
	サービスに係る物品購入	写真館での記念撮影

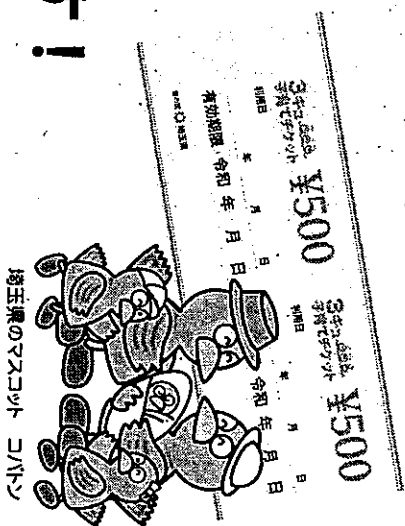
※ オについては、店舗での直接利用に限る



埼玉県からのお知らせ

ご自宅に5万円分のチケットが届きます。

※申請が必要です。



電子申請ができない方は、  
裏面申請書をお使いください

# 3キッズ券 子育てチケットは 多子世帯の育児を応援します！

## 対象世帯

### 第3子以降の子どもが生まれた世帯

※第1子、第2子とも、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方(第3子の誕生日時点)で、  
養育している場合に限ります。  
※第3子以降の子ども1人につき5万円分のチケットを交付します(それぞれ申請が必要です)。

申請期限 出生年の翌年3月31日まで

#### 申請方法

第3子以降の子の出生届提出後  
「住民票」または「子ども医療費受給者証」をご用意いただき、  
(世帯全員分) (3人以上の子全員分)  
スマートフォンまたはパソコンから電子申請してください。

### スマートフォンから 申請できます！



3キッズ子育てチケット

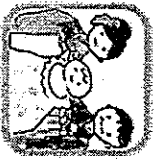
詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kupoint/top.html>

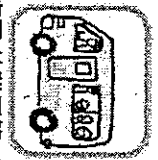
## 主な対象サービス



おむつミルク  
おしひき  
哺乳瓶乳首



写真館での  
記念撮影



保育園 幼稚園等での  
実費徴収金  
(バスタ代やおやつ代など)



子育てタクシー  
(子ども同乗した場合  
一般タクシーも可)



ベビーシッター  
一時預かり  
ファミリーサポートセンター



家事ヘルパー  
シルバー人材  
センター



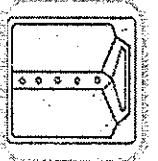
スタニテイク



骨盤矯正  
マッサージ



母乳マッサージ  
育児相談



衣類・布団の  
クリーニング



歯科フッ素塗布  
任意予防接種  
(インフルエンザ等)



県内遊園地・動物園・  
プール・映画館  
親子コンサート

電子申請ができない場合は、本様式により郵送で申請ください。

送付先 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部少子政策課 3 キュー子育てチケット係 宛

お問い合わせ先 048-830-3269

○封筒：郵便切手は申請者様のご負担となります。  
○到着確認を希望される場合は、郵便局にて特定記録郵便等の手続きをしていただき、配達記録が確認できる発送方法で送付ください。  
※上記と別に料金がかります。

(様式第1号)

「3 キュー子育てチケット」申請書 (兼 第3子以降申告書)

(あて先) 埼玉県知事

申請日の記入欄れにご注意ください。 令和 年 月 日

チケットの交付を受けたいので申請します。また、下記の記載内容は事実と相違ありません。

■基本情報

氏名	(フリガナ)		
対象児童との続柄	1. 父	2. 母	3. その他 ( )
	〒	-	
住所	〒		
電話番号	(フリガナ)		
メールアドレス	〒		
氏名	(フリガナ)		
出生順位 (フリガナ)	第 子	生年月日	令和 年 月 日

「3.その他」に該当する場合は、3人目以降の児童を養育している方の氏名をご記入ください。(祖父母等)

書類の不備や振込先の相違等で事務局から連絡させていただく場合があります。

対象となるお子様1名ごとに申請書をご提出ください。  
(例) 3人目、4人目が双子の場合は、申請書2枚の提出が必要です。

■振込先 換金申請に必要な入金先口座です。

金融機関名	支店名	口座番号 (フリガナ)
指定口座	①のうらま銀行以外	普通
金融機関口座	②のうらま銀行	記号
金融機関口座	③はゆらま銀行以外を利用される場合記入不要	番号 (フリガナ)
金融機関口座	④はゆらま銀行以外を利用される場合記入不要	9 9 0 0 1
金融機関口座	⑤はゆらま銀行以外を利用される場合記入不要	0 ※
金融機関口座	⑥はゆらま銀行以外を利用される場合記入不要	1

※ 申請書に記入された情報は、県及び県の委託事業者にて適切に保持、利用されます。3 キュー子育てチケットの運営以外で利用されることはありません。  
※ 申請後、住所や振込先等、申請内容に変更が生じた場合、所定の届出が必要となります。  
※ チケットの譲渡や転売はできません。また、いかなる理由があっても再交付できません。

【添付書類】… A・Bのいずれか 同居せず養育している子がいる場合のみ併せてC・Dも必要

- 世帯全員分の住民票 (コピー可) (A)
- 住民票は、保護者及び3人以上のお子様全員分を含む、世帯全員分(本籍及びマイナンバーの記載が無いもの)が必要
- 養育している3人以上の子全員分の子ども医療費受給者証のコピー (B)
- 受給者証の名称は市町村により異なります。また、他制度(重度心身障害者医療費、ひとり親 家庭等医療費など)の適用の場合は、当該資格を証明するものをご用意ください。
- 同居せず養育している子がいる場合(例: 学校の寮などに入居して住民票が分かれている子を養育している場合)は以下も必要
- 当該子の分の住民票 (C)
- 保護者の源泉徴収票(自営業の場合は確定申告書の写し) (D)

## 養育費に関する県からのお願い

資料 7-1

埼玉県では、養育費について、下記のとおり啓発などに取り組んでおります。各市町村におかれましても、関係部署と連携しながら様々な取組をお願いいたします。

- 1 母子・父子自立支援員による相談対応  
ひとり親家庭の方が生活する上での様々な問題を解決できるよう、県福祉事務所に「母子・父子自立支援員」を配置し、各種の生活相談に応じています。
- 2 無料法律相談における養育費相談対応  
女性弁護士がひとり親家庭等に関する離婚、相続、養育費等の法律的諸問題の相談に専門的な立場から応じ、必要な助言指導を行っています。(日程・予約先等は、事業委託先の公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会のホームページで御確認ください。)
- 3 県ホームページ内に「これから離婚を考えている方へ」を開設

### 【参考】

平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査 (H28. 11. 1 現在)

#### 1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

合計	養育費の取り決めをしている			取り決めをしていない	不詳
	文書あり	文書なし	不詳		
1,817 件	780 件 (57.2 件)	(205 件)	(3 件)	985 件	52 件
100%	42.9%	(31.5%)	(11.3%)	54.2%	2.9%

#### 2 養育費の受給状況

合計	現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない	不詳
1,817 件	442 件	281 件	1,017 件	77 件
100%	24.3%	15.5%	56.0%	4.2%

#### 3 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費(1世帯平均)状況

総数	額が決まっている	額が決まっていない	不詳
723 件	610 件	77 件	36 件
100%	84.4%	10.7%	5.0%

#### 4 子供の数別養育費(1世帯平均月額)の状況

子供の人数	1人	2人	3人	4人	不詳	平均額	世帯数合計
平均額	38,207 円	48,090 円	57,739 円	68,000 円	37,000 円	43,707 円	
世帯数	328 件	222 件	46 件	9 件	5 件		610 件



# 子どもの健やかな成長のために

～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～

## 子どもの養育に関する

## 合意書作成の手引きとQ&A

子どもにとって、両親の離婚はとて大きなできごとです。

子どもがこれを超えて健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。このパンフレットでは、「養育費」と「面会交流」の取り決め方やその実現方法について分かりやすく説明しています。

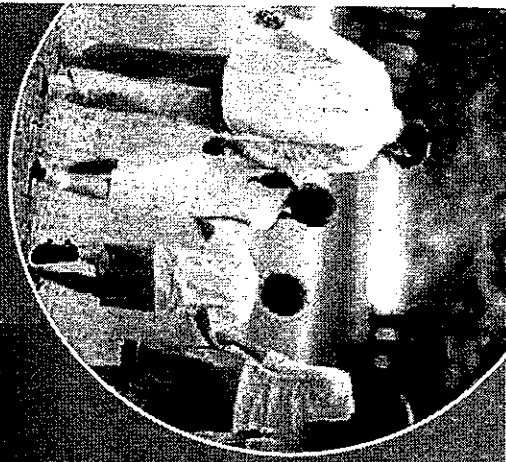


法務省

法務省ホームページでは、離婚の際に  
考えておくべきことを簡単にまとめた  
ものをご紹介しますので、併せて  
ホームページもご覧ください。



[http://www.moj.go.jp/MINJI/minjy07\\_00011.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minjy07_00011.html)



## ～ 目 次 ～

- 養育費について 3ページ
- 面会交流について 4ページ
- 合意書のひな形について 5～6ページ
- Q&Aについて 7～11ページ
- 債務者の財産開示手続、  
第三者からの情報取得手続 12～13ページ
- 合意書のひな形 14～15ページ
- 問い合わせ先 裏表紙





# 養育費の取り決めについて

## 養育費とは

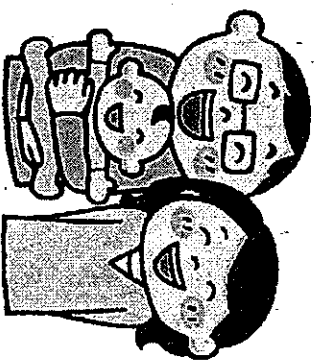
養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。

一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立する（例えば、大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

親の子どもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となって子どもを養育することになります。また、離婚により親権者でなくなった親であっても、子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもの親であることには変わりはありませんから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。



## 養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですから、子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう）。

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもと一緒に暮らす親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、離れて暮らす親にすれば、再婚により扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を他方の親に求めることができる場合があります。



なお、離婚時の取り決めや、その後の増額又は減額について、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになりますが、養育費は、子どもの成長を支えるためにもとても大切なものですので、審判であってもその結果を受け入れ、親として養育費の支払を継続していく必要があります。



# 面会交流の取り決めについて

## 面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的に、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを行います。

子どもは、両親の離婚という大きなできごとを経験して、「自分が悪いことをしたのでごんなことになってしまったのではないか?」、「自分を嫌いになったくないか?」など、不安な気持ちになったりします。面会交流は、そんな子どもに、「あなたがいかに?」などと不安な気持ちになつたりします。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から、「あなたが悪いんじゃないよ。」、「離れて暮らしているけれど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

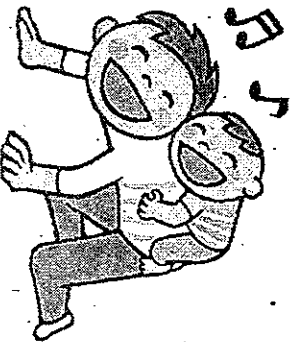
離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともにかげがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じること、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。

## 面会交流の取り決めについて

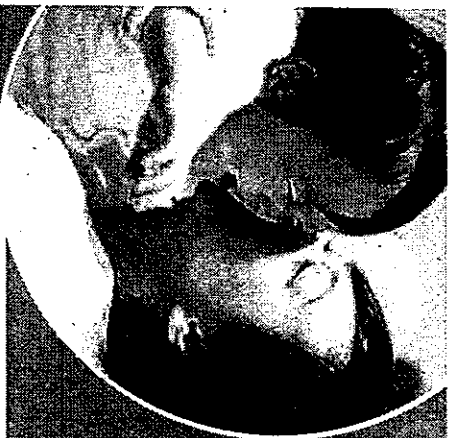
面会交流は子どもの健やかな成長のためにとっても大切なことであり、子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。また、親同士がお互いに守らなければならぬルールについてもしっかりと決めておくようにしましょう。面会交流の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。

面会交流は、長い年月に渡って行われるものです。また、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。



なお、話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることとなりますが、面会交流は、子どもの健やかな成長をねがって行うことも大切なものですから、審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが不可欠です。



# 「子どもの養育に関する合意書」について

14ページに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」は、お子さんの「養育費」及び「面会交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。この文書は、離婚届を出す際に、提出しなければならぬ文書ではありませんが、お子さんのためにも、できる限り作成するようにしてください。

## 1 養育費について

親権者を決めるのと並行して、お子さんの養育費についても決めておきましょう。お子さんそれぞれについて、金額・支払期間・支払時期などを具体的に決めておきましょう。

### ① 金額

原則として話し合いで決めることとなりますが、その際には裁判所が公表している「養育費算定表」が参考となります（Q&Aの第5問参照）。

### ② 支払期間

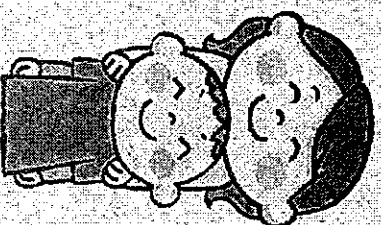
支払の始期と終期を決めておきましょう。終期については、大学等への進学の可能性などを踏まえて、その子が経済的に自立することが見込まれる時期を考え、お子さんの成長のために十分な期間を設けておくようにしましょう（Q&Aの第6問参照）。また、終期については定める場合は、「10年〇月〇日まで」とか「22歳に達した後の3月まで」などと、具体的に定めましょう（Q&Aの第7問参照）。

### ③ 支払時期

支払の時期を決めておきましょう。毎月一定の金額を支払う例が多いようですが、経済状況等によりある程度の期間の分を一括して支払うことも可能です。

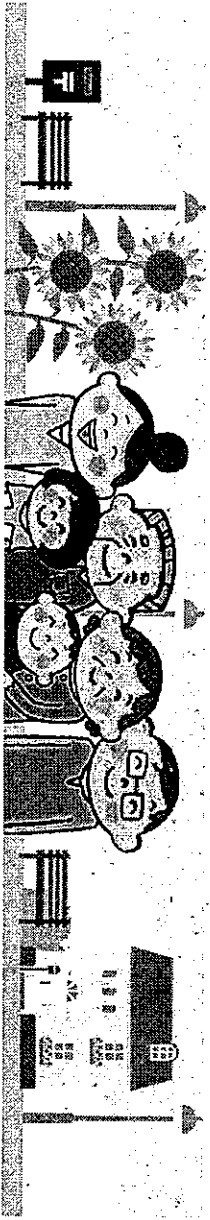
### ④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか決めておくとお良いでしょう。お子さんが健やかに成長するために、いるいるとお金が必要になるものです。



## 作成に当たっての注意事項

- 1 合意書は、離婚届を提出する際に、提出しなければならぬ文書ではありませんし、合意書を作成しないと離婚届が受理されないということもありませんが、お子さんが両親の離婚後も健やかに成長していけるよう、作成するように努めてください。
- 2 14ページの参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。



## 2 面会交流について

面会交流は、子どものためのもので、お子さんにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

### ① 面会交流の内容

日帰りの面会交流、宿泊を伴う面会交流などが考えられます。手紙や電話のやりとりを認めるかなども決めておきましょう。

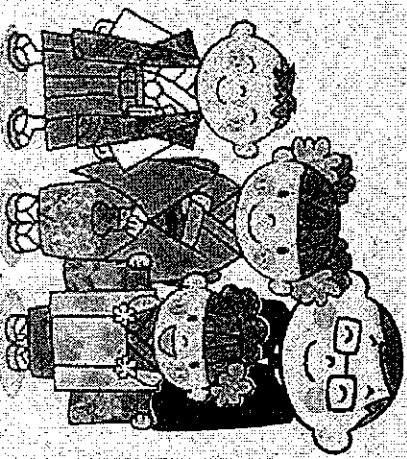
### ② 面会交流の頻度

週又は月に何回程度面会交流を実施し、1回につき何時間程度の面会交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするかなどを決めておきましょう。夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う面会交流を実施することも考えられます。

### ③ その他特記事項

待ち合わせ場所や、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

(注) なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合にまで、面会交流を行う必要はありません。





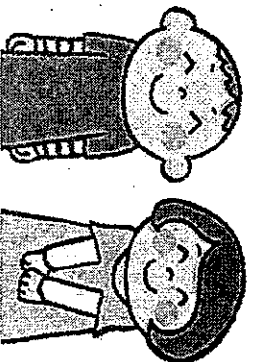


## 「養育費と面会交流に ついてのQ&A」

ここでは、養育費と面会交流について、よくある質問とその説明を掲載しています。養育費と面会交流の取り決めを当に当たり、よく読んでいただき、お子さんの健やかな成長のために、最適な養育費と面会交流の取り決めをするようにしてください。

**Q1 養育費や面会交流の取り決めをしなければ離婚することができないのですか。**

**A1** 養育費や面会交流の取り決めをしていなくても離婚をすることはできます。しかし、民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項として養育費の分担や面会交流が定められており、養育費や面会交流の取り決めをする際には子どもの利益を最も優先して考慮しなければならぬと定められています。離婚という結論を出すまでには、様々なさまざまな事情があり、親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは大変なことですが、それは子どもにとっても同じことであり、子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長することができるとともに、養育費や面会交流の取り決めはとて重要で、す。したがって、離婚をするに当たっては、可能な限り、養育費や面会交流の取り決めをしておくことが望ましいといえます。



### 養育費について

**Q2 養育費の取り決めはどのようなにしたらよいのですか。**

**A2** まずは話し合います。取り決めをする際には、養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておくことよいでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくことよいでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

また、養育費の取り決めを一定の条件を満たす公正証書（執行証書）によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続を利用することもできますので（詳細についてはQ8も参照してください）、公正証書の利用も検討してみるとよいでしょう。公正証書の利用については、最寄りの公証役場にご相談ください。

**Q3 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいでしょうか。**

**A3** 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦、

親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所に行うことができます。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることとなります（家事調停手続から家事審判手続に移行するのに新たな申立てをする必要はありません）。



#### Q4 家事調停の申立てをする場合には、どのくらいの費用や期間がかかりますか。

**A4** 養育費についての家事調停を申し立てるに当たっては、子ども1人につき1200円が必要となります（収入印紙で納めることとなります）。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要となりますが、詳細については、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

養育費に関する家事調停手続についての平均的な審理期間は、家事審判手続に移行した場合も含め、約4か月程度といわれています。

#### Q5 養育費の金額はどのように決めればよいのですか。

**A5** 基本的には話し合って決めることとなりますが、その際には、裁判所が公表している「算定表」が参考になります。この「算定表」は、家庭裁判所の実務においても参考にされているものです。もっとも、養育費は、個別具体的な事案に応じて決められるものであり、「算定表」は目安にすぎません。

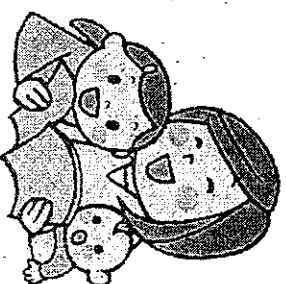
この「算定表」は、裁判所ウェブサイト（[https://www.courts.go.jp/foukei\\_siryou/siryu/H30shihou\\_houkoku/index.html](https://www.courts.go.jp/foukei_siryou/siryu/H30shihou_houkoku/index.html)）等で見ることができます。

#### Q6 養育費は、子どもが未成年の間だけ支払えばよいのではないですか。

**A6** 養育費は、子どもが自ら稼働して経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるべきものであり、その支払期間の終期は、子どもが未成年かどうかで一律に決まるものではありません。

例えば、子どもが成年に達した後であっても、大学在学中については、その子どもが自ら稼働して経済的に自立することを期待することは一般的に困難ですから、養育費の支払義務を負う場合が多いと考えられます。

養育費の支払期間の終期について取り決めるに当たっては、子どもへの進学の可能性などを踏まえて、その子どもが経済的に自立することが見込まれる時期を考慮し、子どもの成長、そして自立のために十分な期間を設けておくようにしましょう。



**Q7 養育費の支払期間について**  
は、どのような定め方をすればよいですか。

**A7** 養育費の支払期間の終期については、その後の紛争予防の観点から、具体的に「〇年〇月〇日まで」や、大学進学を見据えて「子が22歳に達した後の3月まで」といった定め方をしましょう。

なお、成年年齢は2022年4月1日に18歳に引き下げられます。そのため、「子どもが成年に達するまで」といった定め方では、養育費の支払期間の終期について後に混乱や紛争を招くおそれがありますので、避けましょう。

**Q8 養育費の取り決めをしましたが、支払ってもらえません。どうしたらいいですか**

**A8** ①履行の確保の手続

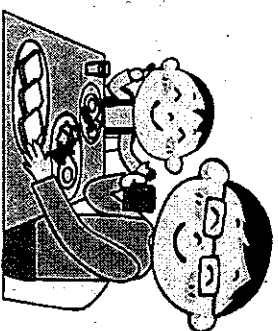
養育費の分担が家事調停や家事審判等で決められた場合には、相手に対してそれを守るよう勧告することや家庭裁判所に求めることができます（この手続に費用はかかりません。）。また、相手に取り決めの履行を命じるよう家庭裁判所に申し立てることもできます（相手が正当な理由なくこの命令に従わないときは、過料の制裁に処せられることがあります。）。この命令の申立てには1件につき500円の手数料が必要です。なお、これらの手続では相手の財産の差押えなどはできません。

②強制執行の手続

養育費の分担が、一定の条件を満たす公正証書（執行証書）や、家事調停又は家事審判等で決められた場合には、これらの文書（債務名義）を用いて、相手の財産を差し押さえるなどしてそこから養育費を回収する手続（強制執行）を利用することができます。また、強制執

行の申立てをするに当たって相手にどんな財産があるか分からないときは、民事執行法の定める2つの手続を利用することができます（詳細については12～13ページを参照してください。）。

なお、債務名義がない場合（掲載されている「子どもの養育に関する合意書」によって取り決めた場合も同様です。）には、改めて、執行証書を作成するか、家庭裁判所に家事調停等の申立てをすること等が必要となります。



**Q9 一度取り決めた養育費の額を変更することはできますか。**

**A9** 養育費の額を取り決めた後にお互いの経済状況や生活状況が変化するなどした場合には、一度取り決めた養育費の額を変更することがあります。その方法としては、当事者間の話し合いによる方法のほか、家事調停や家事審判による方法があります。

**Q10 面会交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか。**

**A10** そのようなことはありません。養育費の支払と面会交流とは別問題ですので、面会交流に応じなければ養育費を支払ってもらえないということにはなりませんし、養育費を支払わなければ面会交流をすることができないというわけではありません。しかし、どちらも子どもの利益を最も優先して考慮しなければならぬものですので、養育費の支払と面会交流の実施のどちらの場面においても子どもの幸せを第一に考えましょう。

## 面会交流について

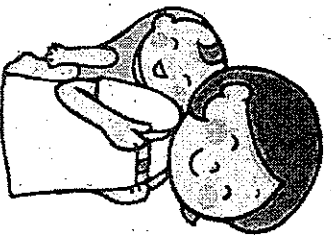
**Q11** 面会交流の取り決めはどのようにしたらよいのですか。

**A11** まずは話し合います。取り決める際には、面会交流がスムーズに行われるように、面会交流の内容、頻度などを決めておくとういでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくとういでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

**Q12** 面会交流の内容や頻度については、どのように取り決めたらよいのですか。

**A12** 面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の取り決めをする際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。したがって、面会交流の内容や頻度については、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。



また、面会交流は、長い年月にわたって行われるものです。時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取り決めを守って安定した交流

を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。

**Q13** 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいでしょうか。

**A13** 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができません。家事調停手続は、夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

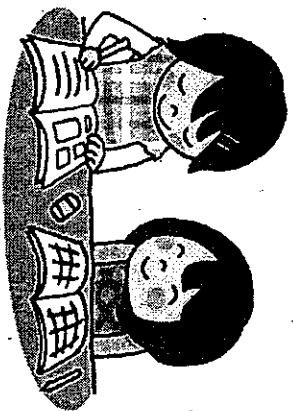
家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所に行うことになります。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることとなります（家事調停手続から家事審判手続に移行するの新たな申立てをすることは必要ありません）。

**Q14** 家事調停の申立てをする場合には、どの程度の費用や期間がかかりますか。

**A14** 面会交流についての家事調停を申し立てるに当たっては、子ども1人につき1200円が必要となります（収入印紙で納めることとなります）。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要となりますが、詳細については、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

面会交流に関する家事調停手続についての平均的な審理期間は、家事審判手続に移行した場合も含め、約8か月程度といわれています。



**Q15** 面会交流の取り決めをしましたが、相手が応じてくれません。どうしたらいいですか。.....

**A15** 子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせませんので、可能であれば、もう一度、話し合いをしましょう。その際には、家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます（既に家庭裁判所の家事調停手続を利用している場合であっても、再度、面会交流の内容等を決め直すこともできます。）。

また、面会交流が家事調停や家事審判等で決められている場合には、家庭裁判所における履行の確保の手続を利用することができます。家庭裁判所に対して申出をすると、家庭裁判所では、相手に取り決めを守るように説得したり、勧告したりします（養育費の場合と異なり、履行命令の制度は利用することができません。）。この手続には費用はかかりませんが、相手が履行勧告に応じない場合に、この手続の中で強制的に面会交流を実現することはできません。

さらに、家事調停や家事審判等で面会交流の日時等を具体的に特定した取り決めがされている場合には、強制執行として、間接強制（一定の期間内に履行しない場合に間接強制金を課すことで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な面会交流の実施を促す手続）を利用することができます。どの程度まで面会交流の内容

が特定されていれば間接強制をすることができるといっては、弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

### 相談先について

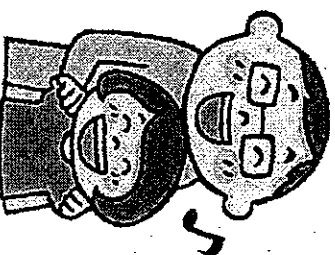
**Q16** 養育費や面会交流についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに相談に行けばいいですか。.....

**A16** 地方公共団体によっては、相談窓口を設置したり、無料法律相談等を行っているところがありますので、まずは、各地方公共団体に聞いてみるとよいでしょう。

また、養育費相談支援センターにおいても養育費や面会交流についての相談に応じていますし、この他全国に母子家庭等就業・自立支援センターが設置されており、それでも養育費や面会交流についての相談に応じている所があります。

裁判手続や強制執行手続等の法制度について知りたい場合や、それらの手続に必要な弁護士費用等を支払う経済的余裕がない場合には、日本司法支援センター（法テラス）に問い合わせるとよいでしょう。

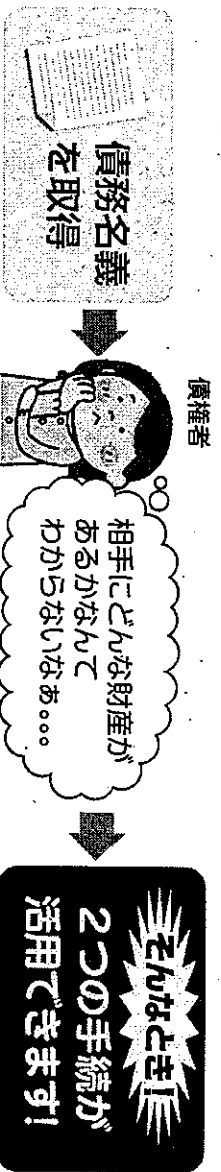
さらに、家事調停の申立て等をお考えであれば、必要な書類等の手続面について、各家庭裁判所に問い合わせることもできます。具体的なお問い合わせ先は、裏表紙をご参照ください。





# 債務者の財産開示手続、 第三者からの情報取得手続

## 強制執行の申立て



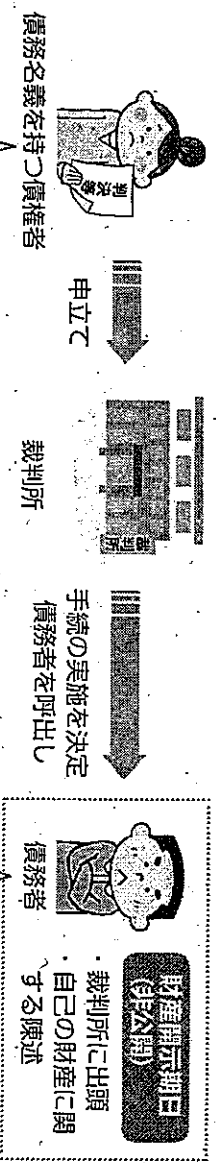
## 1 債務者の財産開示手続の見直し

- 債務者の財産に対して強制執行を実施するには、裁判所に強制執行の申立てをする必要があります。  
そして、強制執行の申立てをする際には、債務者のどの財産を対象とするのかを特定する必要があります(※)。

(※) 例えば、①預貯金を差し押さえるには、債務者の預貯金を取り扱う金融機関名、店舗(支店等)等を、②給与を差し押さえるには、債務者の勤務先の名称、所在地等を、③不動産を競売にかけるには、債務者の所有する不動産の所在、地番等を、それぞれ申立書に記載する必要があります。

- 民事執行法には、債務者を裁判所に呼び出し、どんな財産をもっているかを裁判官の前で明らかにさせる手続があります(財産開示手続)。  
今回の改正では、この手続をより使いやすく、強力がものになりました。

## 債務者の財産開示手続



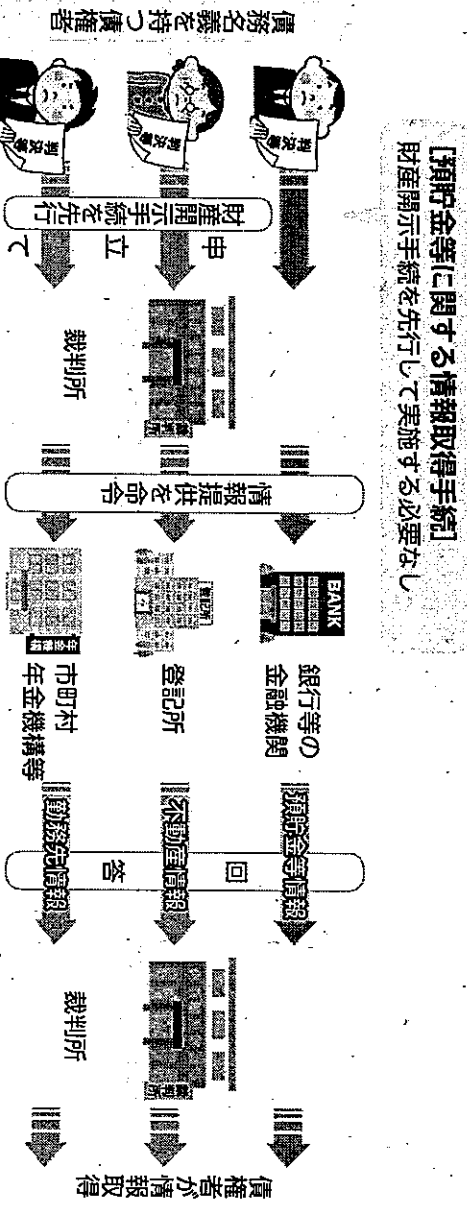
**改正のポイント①**  
強制執行に必要な債務名義(仮執行宣言付判決や執行証書なども含む)を有していれば、誰でも申立てが可能になりました。

**改正のポイント②**  
債務者の不出頭等に対する罰則を強化しました(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

## 2 第三者からの情報取得手続の新設

- 財産開示手続の見直しに加え、今回の改正では、債務者以外の第三者からも、債務者の財産に関する情報を得られるようになりました。

### 第三者からの情報取得手続



- 債務名義を有する方であれば、裁判所に申立てをして、債務者の財産に関する情報のうち、①預貯金等については銀行等に対し、②不動産については登記所に対し、③勤務先については市町村等に対し、強制執行の申立てに必要な情報の提供を命じてもらうことができます。

ただし、債務者の不動産と勤務先に関する情報取得手続については、それに先立って、債務者の財産開示手続を実施する必要があります（預貯金等に関する情報取得手続については、その必要はありません。）。

また、債務者の勤務先に関する情報取得手続の申立てをすることができるのは、＜養育費等の支払＞や＜生命又は身体への侵害による損害賠償金の支払＞を内容とする債務名義を有している債権者に限られます。

これらの手続に関して、法テラスの民事法律扶助を利用できる場合があります。

（※詳しくは、本パンフレット裏表紙記載の法テラスにお問い合わせください。）

その他の具体的な内容は、法務省ホームページ

([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00247.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html))

も併せてご覧ください。



(法務省ホームページ)

# 子どもの養育に関する合意書

作成日

年 月 日

父		母	
氏名	氏名	氏名	氏名
〒	〒	〒	〒
住所	住所	住所	住所
電話 メール	電話 メール	電話 メール	電話 メール
名称	名称	名称	名称
勤務先	勤務先	勤務先	勤務先
所在地	所在地	所在地	所在地

子ども			
1	氏名	年 月 日生	親権者
	氏名	年 月 日生	親権者
3	氏名	年 月 日生	親権者

養育費		支払期間		金額		支払時期	
子1	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	1か月当たり	円	毎月	日	日
子2	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	1か月当たり	円	毎月	日	日
子3	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	1か月当たり	円	毎月	日	日
子4	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	1か月当たり	円	毎月	日	日

振込先	銀行	支店	その他
金融機関	普通	当座	
口座の種類			
口座番号			
口座の名義			

面会交流の内容		面会交流の頻度	
子1	面会 (宿泊なし)	程度	程度
子2	面会 (宿泊あり)	程度	程度
子3	面会 (宿泊なし)	程度	程度
子4	面会 (宿泊あり)	程度	程度

その他 (連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

# 子どもの養育に関する合意書 (記入例)

作成日 令和2年 2月 1日

父		母	
氏名	ほうち たろう	氏名	みんじ はなこ
住所	〒000-0000 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒000-0000 〇〇県△△市■市□□町▲-■-●
勤務先	〇〇〇株式会社	勤務先	〇〇〇株式会社
氏名	法務 太郎	氏名	民事 花子
住所	〒000-0000 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒000-0000 〇〇県■市□□町●-▲-■
勤務先	〇〇〇株式会社	勤務先	〇〇〇株式会社
氏名	民事 まちる	氏名	法務 あゆみ
住所	〒000-0000 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒000-0000 〇〇県■市□□町●-▲-■
勤務先	〇〇〇株式会社	勤務先	〇〇〇株式会社

子ども		子ども	
氏名	みんじ まちる	氏名	あゆみ
住所	〒000-0000 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒000-0000 〇〇県■市□□町●-▲-■
勤務先	〇〇〇株式会社	勤務先	〇〇〇株式会社
氏名	民事 まちる	氏名	法務 あゆみ
住所	〒000-0000 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒000-0000 〇〇県■市□□町●-▲-■
勤務先	〇〇〇株式会社	勤務先	〇〇〇株式会社

子ども	支払期間	金額	支払時期
子1	令和2年2月1日から 22歳に達した後の3月まで	1か月当たり 5万円ずつ 年/月分	毎月 25日
子2	令和2年2月1日から 22歳に達した後の3月まで	1か月当たり 5万円ずつ 年/月分	毎月 25日
子3	令和2年2月1日から 22歳に達した後の3月まで	1か月当たり 5万円ずつ 年/月分	毎月 25日
子4	令和2年2月1日から 22歳に達した後の3月まで	1か月当たり 5万円ずつ 年/月分	毎月 25日
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先) 金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店 口座の種類 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座の名義 ミツシバコ			
その他 子1及び子2が大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。			

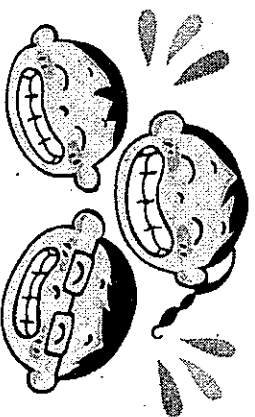
子ども	面会交流の内容	面会交流の頻度
子1	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度
子2	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度
子3	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度
子4	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度	〇か月に 〇回程度 〇か月に 〇回程度
その他 (連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)		

# 「養育費」と「面会交流」の関係について

「養育費」は子どもの生活を交えるもの、「面会交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。  
離婚をする際には、できる限り、お子さんのために「養育費」と「面会交流」の取り決めをするようにしてください。

## 問い合わせ先

- 法的トラブルについてのお問い合わせは  
日本司法支援センター（法テラス）  
<http://www.houterasu.or.jp/>  
法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 おたすけがえし  
(IP 電話からは 03-6745-5600)



- 養育費については  
養育費相談支援センター  
フリーダイヤル 0120-965-419  
(携帯電話等からは 03-3980-4108)  
[info@youikuhj.or.jp](mailto:info@youikuhj.or.jp) (E-mail)  
<http://www.youikuhj-soudan.jp/index.html>  
または、最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000062967.html>

- 公正証書については  
日本公証人連合会（公正証書について）  
<http://www.koshonin.gr.jp>  
※ 全国の公証役場の所在地等を調べることができるとともに、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。

- 申立てを行うための手続、必要書類、費用等については  
最寄りの家庭裁判所  
<http://www.courts.jp>  
※ 全国の家庭裁判所の所在地等を調べることができます。また、家事調停手続等の申立書書式、手続案内リーフレット、子どもに関する話し合いをするときに心がけたい事項についての説明動画等の情報が掲載されています。

- ひどい親家庭支援施策全般については、お近くの自治体まで

法務省民事局参事官室  
TEL 03-3580-4111  
<http://www.moj.go.jp>



# 女性弁護士による 無料法律相談

- ・離婚したいけどどうしたらよいの？
- ・養育費や財産分与について知りたい
- ・相続について知りたい
- ・離婚をしたが養育費を払ってもらえない
- ・相手が離婚に応じてくれない
- ・親権をおたがい譲らない
- ・子どもに会わせてもらえない など



離婚を考えている方、ひとりの親家庭の親または寡婦の方を対象に、無料で法律相談を実施いたします。予約制ですので、まずはお住まいの市町村を担当する母子・父子福祉センターにお電話ください。相談員がお話を伺います。

電話受付時間 平日（月～金曜日） 午前9時～午後5時

## ○東部中央母子・父子福祉センター ☎048-737-2139

担当地区：行田市・加須市・春日部市・羽生市・鴻巣市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・桶川市・久喜市・北本市・八潮市・三郷市・蓮田市・華手市・吉川市・白岡市・伊奈町・宮代町・杉戸町・松伏町

## ○西部母子・父子福祉センター ☎049-283-7991

担当地区：所沢市・飯能市・東松山市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・栗秩父村

## ○北部母子・父子福祉センター ☎0495-22-0104

担当地区：熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・鶯居町

## ○秩父母子・父子福祉センター ☎0494-22-6237

担当地区：秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

次の市については独自で開催している法律相談をご利用ください。

- さいたま市にお住まいの方→さいたま市子育て支援政策課 ☎048-829-1948
- 川越市にお住まいの方→川越市こども安全課 ☎049-224-5821
- 越谷市にお住まいの方→越谷市子育て支援課 ☎048-963-9172
- 川口市にお住まいの方→川口市子ども育成課 ☎048-271-9441

お問い合わせは、埼玉県母子寡婦福祉連合会まで

☎048-822-1951

日程は裏面へ

令和2年度 法律相談の日程

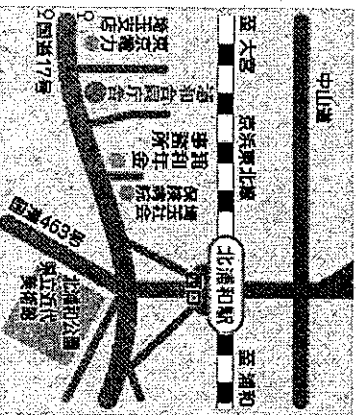
時間：13：30～16：00（一人当り40分間）

費用：無料 ※予約制

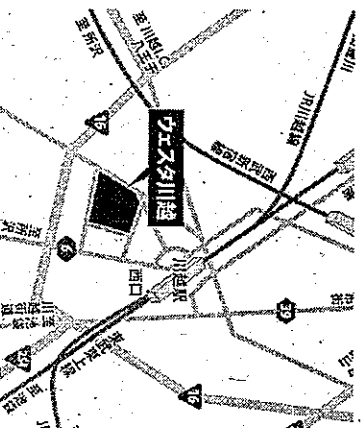
NO	日 程	会 社	場 所
1	4月22日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
2	5月27日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
3	6月17日 (水)	東部中央福祉事務所	春日部駅西口/VX
4	7月 1日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
5	7月15日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
6	8月 5日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
7	9月 2日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
8	9月16日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
9	10月 7日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
10	10月21日 (水)	ウエヌ夕川越	川越駅西口徒歩約5分
11	11月 4日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
12	11月18日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
13	12月 2日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
14	12月16日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
15	1月13日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
16	2月 3日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
17	2月17日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分
18	3月17日 (水)	埼玉県浦和合同庁舎	北浦和駅西口徒歩10分

会場地図

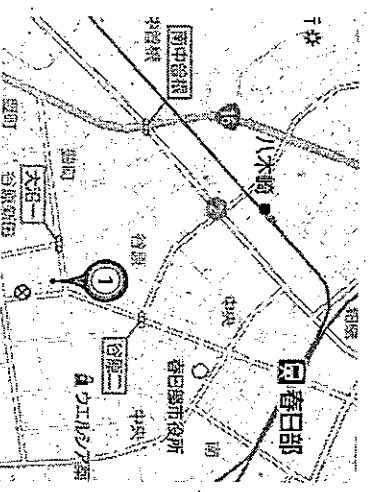
埼玉県浦和合同庁舎  
埼玉県さいたま市浦和区北浦和  
5-6-5



ウエヌ夕川越  
川越市新宿町 1丁目 17、



東部中央福祉事務所  
埼玉県春日部市大沼1-76  
埼玉県春日部地方庁舎1階



# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

## 1. 基本給付

- ・ 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付<sup>※1</sup>
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方への給付

### ● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等<sup>※2</sup>を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方<sup>※3</sup>
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

- ※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
- ※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

### ● 給付額

1世帯 5万円、第2子以降 1人につき 3万円

## 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付<sup>※4</sup>

### ● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

- ※4 支給要件についてご不明な点がありましたら、裏面下部のお問い合わせ先までご連絡ください。

### ● 給付額

1世帯 5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください



## 給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方(表面1 ①に該当する方)

- ▶ 基本給付(表面1.①に該当する方)は申請不要です。
- ▶ 8月中旬～9月上旬頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

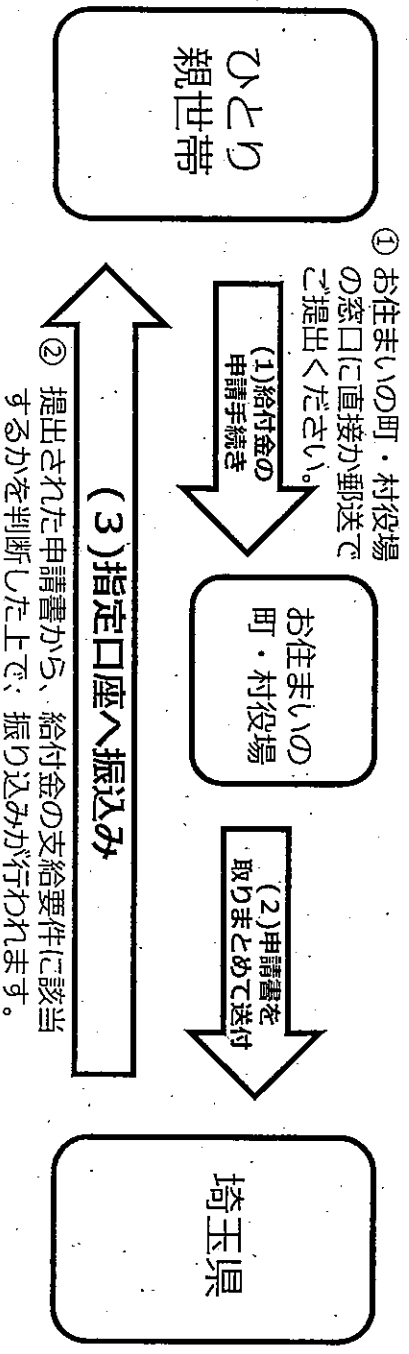
### 【ご注意ください】

- ※ 給付金を希望しない場合は、送付する届出書を7月17日(金)までに返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付(表面2に該当する方)は申請が必要です。**
- ▶ 申請様式は県HPよりダウンロードしていただくか、お住まいの町・村役場窓口までお問い合わせください。
- ▶ 定例の現況確認時(8月)などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して9月以降、順次振り込みます。

### それ以外の方(表面1.②、③に該当する方)

- ▶ **基本給付(表面1.②、③に該当する方)、追加給付(表面2に該当する方のみ)ととも申請が必要です。**
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの町・村役場担当窓口<sup>①</sup>に直接または郵送<sup>②</sup>で提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に9月以降、順次振り込みます。



### お問い合わせ先

- 厚生労働省 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
0120-400-903 (受付時間 平日9:00～18:00)

- 申請方法の詳細については、埼玉県庁少子政策課(048-830-3337) または  
お住まいの町・村役場の「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当窓口までお問い合わせください。
- 埼玉県HP: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/hitorioya-kyuuhu.html>

行政庁が申請拒否処分または不利益処分を行う場合には、原則として当該処分の理由を提示することが求められます（行政手続法第8条第1項本文、第14条第1項本文）。

行政手続法には理由提示の程度や義務違反の効果などについての規定はありませんが、最高裁判例は以下の立場をとっています。

### 1 理由提示の趣旨

行政庁が申請拒否処分または不利益処分に当たって理由の提示をすべきものとしてしているのは、以下の趣旨によります。

#### ①恣意抑制機能

処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制すること

#### ②不服申立便宜機能

処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えること

### 2 理由不備の効果

上記趣旨から、処分の理由の提示に不備があった場合には、処分の取消事由になりません（審査請求においても、審査庁が処分の取消の裁決をすることがありません）。

### 3 理由提示の程度

理由提示の程度については、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければなりません。

具体的には、次の事項を総合考慮して決定することになります。

- ①当該処分の根拠法令の規定内容
- ②当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無
- ③当該処分の性質及び内容
- ④当該処分の原因となる事実関係の内容

そして、処分基準が公表されている場合において、不利益処分を行うときは、原則として、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることができるようにすることが必要になります。

### 【参考】行政手続法の規定

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、（以下略）

#### 2 (略)

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、（以下略）

#### 2・3 (略)

## 潜在保育士就職準備金貸付事業(R2新規事業)

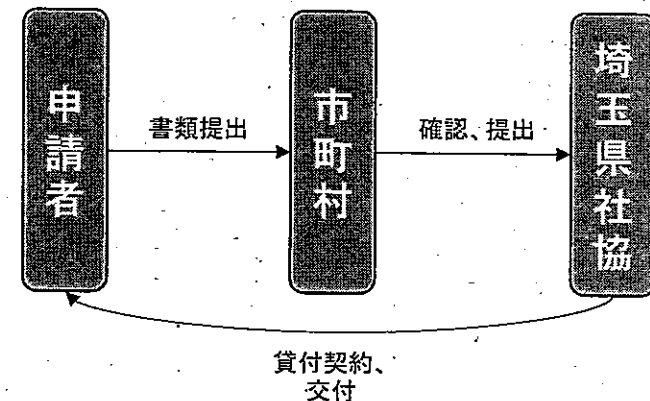
資料10

埼玉県では、保育士資格を持ちながら保育業務に従事していない潜在保育士の就職を支援するため、県内保育所等で新たに短時間勤務をする潜在保育士に対し、就職準備金の貸付を行います。

### ◆ 制度概要 ◆

- ① 貸付額 20万円
- ② 県内保育所等に週10時間以上20時間未満で新たに勤務する保育士が対象
- ③ 県内保育所等で2年間勤務で返済免除
- ④ 貸付件数 60件

### 申請の流れ



### <市町村にご協力いただきたい事務>

- 管内保育所等への周知
- 申請書類の受付・確認
- 埼玉県社会福祉協議会への申請書類の提出

### <今後のスケジュール>

- 9月上旬 要綱・手引き策定（各市町村に送付）
  - 9月下旬 募集開始
  - 1月下旬 募集〆切
- ※貸付金は順次交付します。

## 新卒保育士就職準備金貸付事業(R1年度～)

資料11

埼玉県では、令和2年度中に新卒保育士を採用する県内の保育所等を運営する事業者に対し、就職準備金の貸付を行います。

### ◆ 制度概要 ◆

- ① 貸付額 20万円（うち5万円は市町村または事業者が負担）
- ② 県内保育所等で2年間勤務で返済免除
- ③ 貸付件数 500件
- ④ 条件
  - ・ 県内保育所等に1日6時間以上月20日以上勤務する新卒保育士の採用を内定すること
  - ・ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるキャリアパス要件を満たしていること等

### <市町村にご協力いただきたい事務等>

- 管内保育所等への周知
- 申請書類の受付・確認
- 埼玉県社会福祉協議会への申請書類の提出
- ※ 新卒保育士の就職支援をするため、各市町村での予算措置のご検討をお願いします。